

平成25年9月12日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

発出した通知の一部訂正について

平成24年1月18日薬食監麻発0118第4号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について」等を発出したところですが、これらの通知の記載を、下記のとおり訂正しますので、貴管下関係業者等に対し周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 平成24年1月18日薬食監麻発0118第4号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について」、平成24年4月27日薬食監麻発0427第1号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について」、平成24年7月27日薬食監麻発0727第1号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について」、平成25年6月18日薬食監麻発0618第2号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について」及び平成25年6月25日薬食監麻発0625第1号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について」の一部訂正について



(1) 3. 標準処理期間について下表のとおり訂正をお願いします。

正	誤
3. 標準的事務処理期間	3. 標準処理期間
の検定に係る標準的事務処理期間（「標準的事務処理期間の設定等について」(昭和60年10月1日薬発第960号厚生省薬務局長通知)の記の第一の2(1)に規定する標準的事務処理期間をいう。以下同じ。)は、	の検定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間（以下単に「標準処理期間」という。）は、
に係る標準的事務処理期間	に係る標準処理期間

(2) (別紙) について下表のとおり訂正をお願いします。

正	誤
標準的事務処理期間	標準処理期間

2 平成24年3月19日薬食監麻発0319第1号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について」、平成25年3月29日薬食監麻発0329第1号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について」及び平成25年5月1日薬食監麻発0501第1号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について」の一部訂正について

(1) 3. 標準処理期間について下表のとおり訂正をお願いします。

正	誤
3. 標準的事務処理期間	3. 標準処理期間
検定に係る標準的事務処理期間（「標準的事務処理期間の設定等について」(昭和60年10月1日薬発第960号厚生省薬務局長通知)の記の第一の2(1)に規定する標準的事務処理期間をいう。以下同じ。)については、	検定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間については、

(2) (別紙) について下表のとおり訂正をお願いします。

正	誤
標準的事務処理期間	標準処理期間